

金融商品取引法上^(注1)の「特定投資家制度」 における「期限日」^(注2)について

当行は、金融商品取引法上の「特定投資家制度」における「期限日」を「8月31日」と定めています。

(注1) 銀行法において準用する場合を含みます。

(注2) 「期限日」とは、「一般投資家(特定投資家以外の顧客)」を「特定投資家」として取り扱う期間の末日をいいます。

したがって、**「一般投資家(特定投資家以外の顧客)」**から**「特定投資家」**への移行をお申出いただいた方につきましては、移行の有効期間を

当行が承諾した日(承諾日) から

次回8月31日(期限日) までとさせていただきます。

詳しくは店頭までお尋ねください。

株式会社 三重銀行